ISSN 1882-2460

農中総研 調査と情報

2022.1（第88号）

■ レポート ■

● 農林水産業 ●

持続可能な農業を考えるにあたって
—SDGs時代に農業経済学と食農倫理学の接合を期して— …… 河原林孝由基 …… 2

土地改良長期計画に見る土地改良区への政策対応の変遷 …… 亀岡鉱平 …… 4

株式会社丸徳水産の漁業参入プロセス …… 尾中謙治 …… 6

中国における農地流動化の現状 …… 若林剛志 …… 8

● 農漁協・森組・協組等 ●

コロナ禍に産地一体で立ち向かうJA石垣牛 …… 長谷川晃生 …… 10

家まで届く食と健康
—JA協同サポート山口株式会社の配食サービス— …… 野場隆汰 …… 12

● 環境・デジタル ●

クロマグロ漁業と漁獲枠 …… 田口さつき …… 14

放牧でブランディングされる高付加価値な牛乳 …… 平田郁人 …… 16

● 経済・金融 ●

コロナ禍で伸びるキャッシュレス決済
—キャッシュレス比率は2020年も上昇— …… 髙山航希 …… 18

銀行の店舗運営の動向
—店舗内店舗と共同店舗の実施状況について— …… 石塚修敬 …… 20

■ 寄　稿 ■

木材利用に関するLCA
東京大学 特任研究員　大住政寛 …… 22

■ 最近の調査研究から ■

当社の定期刊行物に掲載された論文を紹介するコーナー …… 24

■ あぜみち ■

女性の想いが地域を変える
愛知東農業協同組合 女性部　部長　加藤久美子 …… 26

本誌において個人名による掲載文のうち意見にわたる部分は、筆者の個人見解である。

農林中金総合研究所

持続可能な農業を考えるにあたって
――SDGs時代に農業経済学と食農倫理学の接合を期して――

主席研究員　河原林孝由基

1　持続可能な農業を巡る議論

持続可能な農業についての議論をたどると、持続可能な開発に関する国際的な議論が沸き起こる以前にまで遡ることができる。今から40年近く前、ゴードン・K・ダグラスらのグループは農業とフードシステムに従事する人々と持続可能な農業(agricultural sustainability)のコンセプトを検討するに際し、次の３つの異なる見方があることに気づいた。

１つ目の視点は「食料充足性(food sufficiency)」である。十分な量の食料があること、成長する世界人口を維持するためには十分な食料を生産しなければならない。２つ目は「生態学的健全性(ecological integrity)」である。工業的な生産方法は大量の化石燃料エネルギーを消費し、水の供給源を枯渇させ、昆虫はじめ動植物の生態系を脅かし、再生産がおぼつかなくなるという主張である。３つ目は「社会的持続可能性(social sustainability)」である。これには米国の人類学者ウォルター・ゴルトシュミットの研究が背景にある。1940年代にカリフォルニア州の２つの町を研究していたゴルトシュミットは、小さな農場に囲まれた町は健康で活気があったが、大企業が経営する大規模な農場が占めるもう一方の町では学校や社会福祉サービス、地元企業の維持に苦労していたことに気づいた。小規模農家の方が農村の組織構造に安定性と回復力・強靭性(resilience)をもたらすという仮説である。

これらダグラスらの研究を踏まえ、ミゲル・アルティエリは持続可能な農業へのアプローチとして、「経済的(economic)」「生態学的(ecological)」「社会的(social)」という３つの集合を用いたベン図(第１図)を示している。私たちが持続可能な農業を考えるにあたって、この図を顧みることでどの領域(スタンス)に立って議論をしているのかが分かるだろう。

第１図　持続可能な農業へのアプローチのスタンス

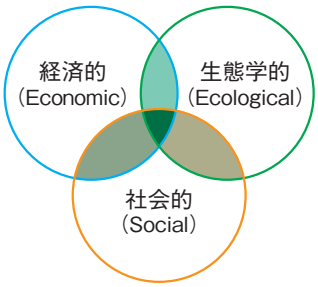

資料　Altieri, Miguel (1987), *Agroecology: The Scientific Basis of Sustainable Agriculture*, Westview Press. を基に作成

2　「食農倫理学」へのいざない

ここで「食農倫理学」という学問領域を紹介したい。現代の食農倫理学をリードする米国ミシガン州立大学哲学科ポール・B・トンプソン教授によれば、食農倫理学とは「食べものの製造、加工、流通、消費の方法について、権利と義務、利益と害、美徳と悪徳という観点から検討する学問」と総括している。食農倫理学の基本的な関心事項は、持続可能(sustainable)で、回復力・弾力性(resilience)があり、良き生活(well-being)に資するフードシステムのあり方とはどのようなものかにある。フードシステムとは農業経済学でしばしば登場する用語であるが、食料の生産・加工・流通・消費・廃棄という食料供給の各プロセスを一連のシステムとして捉えるものである。そこに相互に関わる政治・政策、教育・文化などもシステムの一部として考える。

工業的で添加物にまみれ資源を浪費するファストな食と、オーガニックでローカルでスローな環境にも動物福祉にも配慮した食のあり方とでは、どちらが正義だろうか。食農倫

理学ではこういった意見の単純化に抗する。後者のような“意識の高い”食生活が貧困層にとっては非常に困難であることを考えただけでも、問題は単純ではないことが分かる。フードシステムには様々な多くのステークホルダーが関係していることは明らかだ。それぞれに様々な立場（スタンス）があり、また、意見や危機感を共有しているからといってその背後にある価値観まで共有しているとは限らない。

このような「厄介な問題（wicked problem）」では、全員が満足する解決策がない、ある問題への対処が別の問題を引き起こす、一つの文脈を過大評価したり問題があたかも存在しないかのように振舞ったりすることがある。食農倫理学では単純な勧善懲悪的な図式は避けて、様々な立場での対立する意見を丁寧に拾い、データと専門的知識にも基づきながら、倫理学的見地から議論をたどっていく。それが「何を食べるべきか」「どう生きるべきか」についてのより良い答えを探求する枠組みとなる。

3　食を通して見る景色

「何を食べるか」ということは一見、多分に個人の嗜好や選択の結果であって極めて個人的な問題である。果たしてそうだろうか。

現在の日本は圧倒的に「消費者」が占めている。戦後の高度経済成長によって産業構造は農林漁業を中心とする第１次産業から第２次・第３次産業へと急激なシフトを招いた。これを食料の「生産者」と「消費者」という視点で見ると、今年72歳になる人が生まれた頃は２人に１人が食料の作り手（1950年国勢調査の第１次産業就業人口割合48.6％）であったのに対し、47歳になる人は７人に１人（75年の同割合13.9％）、７歳になる子供から見ると実に28人に１人（2015年の同割合3.5％）である。農林漁業や食料の作り手を身近な存在として共に生きてきた世代から、しだいに遠くなり、今では別世界のことと感じる世代が大きくなっている。また、「農村」と「都市」といった住んでいる地域によっても捉え方は違うだろう。世代によって、地域によって、農林漁業に対して刷り込まれている感覚が異なり見え方（フードスケープ〔foodscape〕）が違ってくるのではないか。

4　改めて持続可能な開発を考える

「持続可能な開発とは、将来の世代のニーズを満たす能力を損なうことなく、現在の世代のニーズを満たす開発である」―― 持続可能な開発の議論は1987年の国連「環境と開発に関する世界委員会」（通称「ブルントラント委員会」）でのこの報告に始まる。今日ではSDGsの議論が真っ盛りなのは言うまでもない。持続可能な農業の議論もこれに交差していくこととなる。

私たちは食習慣や食の選択によって、生態系をはじめ環境負荷、気候変動、労働者の搾取、飢餓といった環境的・社会的な問題に多岐にわたって影響を及ぼしている。毎日の食卓からは見えにくい食料の生産から消費・廃棄といった一連のシステムとそれに関わる人々の営みやその背景にある立場や価値観も含めた現実を知ること、それがより良いフードシステムに向けての議論の第一歩となる。翻って、議論が平行線やちぐはぐにならないよう、拠って立つ自身と相手の立場を明らかにする（分断の無自覚から脱する）ことが重要である。

経済・環境・社会と複雑に絡み合う困難に直面し、SDGsの目標達成には「経済×環境×社会」的課題の統合的・同時解決のアプローチが必要とされる。経済だけでなく環境的・社会的課題の解決には倫理（学）的見地が不可欠であり、それには食農倫理学によるアプローチが大きな助けとなるだろう。

＜参考文献＞

・トンプソン，ポール・B.（2021）『食農倫理学の長い旅：〈食べる〉のどこに倫理はあるのか』（太田和彦訳）勁草書房，Paul B. Thompson（2015），*From Field to Fork: Food Ethics for Everyone*: Oxford University Press.

（かわらばやし　たかゆき）

土地改良長期計画に見る土地改良区への政策対応の変遷

主事研究員　亀岡鉱平

土地改良長期計画は、土地改良法第４条の２に基づき策定される土地改良事業という農政の各論に関する行政計画である。食料・農業・農村基本法制定後最初の計画である2003年計画より計画期間が10年間から５年間に見直され、情勢変化への即応性が強化された。また、最近の計画では土地改良事業を担う土地改良区のあり方への言及が増加している点が目を引く。そこで今回は、03年計画以後計５回の長期計画を総覧し、土地改良区政策の変遷の経過について整理する。

1　2003年計画から12年計画まで
―課題具体化の前段階―

03年計画では、まず食料・農業・農村基本法を参照しつつ、土地改良事業の意義は、農業の生産性向上と農業・農村の多面的機能の提供にあると確認された。そのうえで具体的課題として、①既存ストックの長寿命化、計画的な更新、②農村混住化を踏まえた土地改良事業への多様な主体の参画といった現在にもつながる論点が提示された。他方この時点では、土地改良区への特別の言及はなく、土地改良区のあり方、組織としての土地改良区の課題の析出といった視点は希薄だった。

続く08年計画では、「自給率向上に向けた食料供給力の強化」「田園環境の再生・創造」「農村協働力の形成(注)」という３つの視点が示され、それらに共通の課題としてストックマネジメントの必要性が一層強調された。しかし、土地改良区については、「活性化を図りつつ、事業の実施や施設の管理の体制整備等に留意する」と言及されるにとどまっていた。

次の計画は、当時の情勢変化(政権交代、戸別所得補償の導入、東日本大震災、自由貿易体制の進展)を踏まえ、予定より早く12年に策定された。12年計画では、08年計画時の３つの視点が社会的共通資本としての「水と土」というキーワードの下で再定位され、公共投資としての土地改良事業が多面的機能に寄与していることが強調された。土地改良区に関しては、「統合等による組織基盤の強化、維持管理体制の再編整備、意思決定過程への女性の参画、役員等のマネジメント能力の向上等を通じて土地改良区の体制強化を図り、その機能や役割が効率的・効果的に発揮されることが重要である」として、前計画時の内容がやや具体化された。土地改良事業の社会的意義の強調に伴い、その一端を担う土地改良区の組織基盤の強化にもおのずと目が向けられたためと考えられる。

2　16年計画から現在まで　―「２つの農政」を引き受ける土地改良区像の制度化―

続く計画も前倒しで16年に策定された。産業政策(農業の成長産業化)と地域政策(農業・農村の多面的機能の維持・発揮)を両立する体制整備が急務であると認識されたからである。これは15年の食料・農業・農村基本計画の課題認識と共通しており、基本計画の早急な具体化のために予定より早く計画策定されたと見ることもできるだろう。

16年計画では、土地改良事業は単なるインフラ整備にとどまるものではなく、「強い農業」

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

と「美しく活力ある農村」を創出するけん引役として改めて位置づけられた。この２つの価値は、産業政策と地域政策に対応する。これまでの土地改良政策では、産業政策に属する経営体育成や食料供給機能と、地域政策に属するストックマネジメントや農村空間形成は、単純に並列関係に立つものとしてひとくくりで語られてきた。しかし、以上のように農政全体の枠組みが２つに明確に分化したことに伴い、それぞれ独立した課題領域として区別されることとなった。別の見方をすれば、土地改良事業は、産業政策と地域政策といういわゆる「２つの農政」の接合点として位置づけられることになったとも言える。

16年計画では、土地改良区への言及もより踏み込んだものとなった。具体的には、①農地中間管理機構との連携、②経営感覚ある経営体の意向を反映する持続的な事業参加資格者のあり方、③施設更新の円滑化、④農村協働力形成への寄与といった点が今後の検討課題として提示された。前２者は産業政策、後２者は地域政策に属する課題であり、相異なる２方向の課題をともに受け止めなければならない土地改良区の組織問題の難しさをうかがい知ることができる。また、これらの課題のいくつかについては、17～18年の土地改良法改正により対応が実装されるに至った（組合員資格交代手続の円滑化〔中間管理事業による貸借の場合、中間管理機構が単独で土地改良区に組合員の資格得喪を通知すればよい〕、施設更新事業における同意手続の簡素化、准組合員制度の創設、地域の活動団体の土地改良施設の管理への参加等）。

（注）「農村協働力」とは、従来農村集落機能として把握されてきた相互扶助関係につき、多様な主体の参画を前提としてより広く捉え直した概念のことである。

最新の21年計画では、新たに「流域治水」に言及され、大規模自然災害への対応が強化された点等に特徴があるものの、両輪としての産業政策と地域政策という枠組みは維持されており、全体のトーンの変化は小さい。土地改良区への対応については、法改正の内容定着が基本線となっている。また、小規模な土地改良区に対しては、合併・解散を念頭に置いた支援を図ると具体的に言及された。

3　農業構造の変化に土地改良区はどこまで対応できるか　―改正法への視点として―

ここ20年間ほどの土地改良長期計画を振り返ると、土地改良区に関する課題認識が次第に具体化し、法改正にまで至る経過があったことがわかる。ところで、土地改良施設の維持管理は、伝統的には土地改良区と集落の共同作業で行われてきた。両者は高齢化や人口減少といった課題を共有していることから、土地改良への政策対応は、集落対応と一体的なものとして構想される必要がある。また、農家の経営規模の二極分化、土地持ち非農家の増加といった土地改良区への政策対応を迫る背景となった農業構造の変化は、土地改良区自体にとっては外在的な事象だが、長期計画の限りでは、土地改良区に内部化する形で解決が図られようとしている。土地改良区の新しいあり方を示唆した改正法が十分な効果を発揮していると言えるか、政策課題の相互関係という見地から批判的に検証することも必要だろう。

＜参考文献＞

・小田切徳美（1999）「戦後農政の展開とその論理―『農業解体』の政策過程―」、保志恂ほか編著『現代資本主義と農業再編の課題』御茶の水書房、165～190頁

（かめおか　こうへい）

株式会社丸徳水産の漁業参入プロセス

主任研究員　尾中謙治

鮮魚の仕入れ販売および加工販売を行う株式会社丸徳水産(本社徳島県)は、2020年から和歌山県の紀州日高漁協の准組合員となって異業種から魚類養殖に取り組んでいる。本稿では同社の漁業参入プロセスやメリットについて紹介する。

1　株式会社丸徳水産の概要

同社は四国一円と大分県から主にハマチやカンパチ、タイを買い付け、活魚船で和歌山県和歌浦のいけすに運搬・畜養し、京阪神や名古屋市中央卸売市場などに出荷している。設立は1950年で、72年から和歌山市に出荷基地を構え、約50年間にわたって養殖魚を中心に取り扱っている。

設立当初はラウンド(丸のまま)での出荷だけであったが、家庭での調理機会の減少を受けて、81年からは委託生産した魚加工(真空パック)製品の販売に取り組みだした。この取組みも委託工場の老朽化や生産規模の問題、工場のHACCP認定が必要となってきたことから、自社で管理できることが望ましいと判断し、2011年に和歌山市に自社鮮魚加工場を開設した。13年にはHACCP認定工場となり現在に至っている。

20年ほど前からはくら寿司株式会社との取引を始めており、鮮魚のラウンドや加工製品、「ハーブぶり」をはじめとしたくら寿司オリジナルフィッシュなどを出荷している。

2　異業種からの漁業参入

和歌山市内に出荷基地と加工場を備えた後、同社は次の計画として生産から出荷基地、そして加工出荷という一貫性をもたせ、他社との差別化を図るために、魚類養殖に参入することを検討していた。自社で漁業生産することによって、魚の管理やストックができ、価格が相場に左右されないというメリットも期待された。丸徳水産は養殖自体の経験はなかったものの、50年にわたる取引を通じて養殖に関する知識を有していたことから、それを生かして養殖に参入できると考えていた。

この計画を検討し始めた頃には漁業法の改正も行われており、今までよりも一般企業の漁業参入が容易になることが予想された。丸徳水産は漁場を、生産基地があり、出荷にあたって利便性のある和歌山県下で探していたが、漁業法改正によって他府県の企業が参入し、漁場確保が困難になる可能性があることから計画の実施を早めた。

同時期に、取引先のくら寿司との養殖魚の生産計画から発展して、くら寿司から日本初の「オーガニックはまち」の生産提案があり、それを養殖することに決定した。18年から養殖に関する取組みがスタートし、くら寿司の協力のもと漁場の確保や飼料の開発などが行われた。

3　漁業参入プロセス

丸徳水産は、和歌山県下の漁協をまわって漁場を探した。そのようななかで、天然魚の取引関係のあった紀州日高漁協(以下「漁協」)から、オーガニックはまちの養殖に適した漁場を紹介された。丸徳水産は、その漁場を利用するために漁協の組合員になる必要があることから、漁協役員に養殖した魚は全量くら寿司に

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

出荷すること、丸徳水産とくら寿司との関係、今後の計画や地域活性化に資することを複数回説明して、地区総会と組合員資格審査委員会から承認を得て20年４月に准組合員となった。

20年７月からいけすに稚魚を入れて養殖を開始しており、21年12月に初出荷された。養殖に関わる給餌や事務などの業務は丸徳水産の社員５人が兼務で対応している。地元雇用を検討したものの、対象となる人が少なく適切な人を雇える見込みがないことから断念したという。

養殖を担当している社員は、養殖場が和歌山市から30分程度と近いこともあり、和歌山市近郊の自宅から現場に通っている。事務所と倉庫は当初、漁協の施設の一部を賃借していたが、21年６月に養殖場近くに倉庫兼事務所を新設し、現在はそこで業務を行っている。

作業船やいけすなどの漁業資材の調達は、50年来の取引のある関係者に相談して対応した。作業船については、東日本大震災や豪雨の影響で船が被災したことによる全国的な不足で、入手するには時間を要したが、その間、漁協組合員の協力を得て、組合員の漁船を使っていけすの設置や組立てなどを行うことができた。作業船やいけす、網の調達にあたっての資金は、補助事業などを活用することができず、すべて自己資金で対応している。企業参入にあたっての補助事業などがあると、参入が容易になり、経営負担も軽減されるので、今後の整備が望まれる。

漁業権行使料の額については、漁協が地元漁業者の理解や協力、調整などを通じて漁業環境の整備を担ってくれていることから、丸徳水産は納得をしている。漁協からは燃油の調達や共済（養殖共済、漁業施設共済）などを利用している。

また、丸徳水産は地域との良好な関係を築くために、地元の祭りや行事の際には漁協と相談して供え物などをしたり、作業船の修理やメンテナンスなどは地元の業者、打合せなどは地元の店というように極力地元を活用したりするようにしている。設備の移動や魚の搬入なども地元漁業者に手伝いを依頼し、作業代などを支払っている。

「漁業法の改正で一般企業の参入が法律上では容易になったと捉えることができるが、現実は地元漁協などの協力なしには漁業参入および継続は困難であり、漁協の事業利用の増加や地域活性化などの効果が見える活動を、参入企業は実現していく必要がある」と丸徳水産の佐野木社長は考えている。

4　漁業参入のメリット

オーガニックはまちの生産は日本初であり、プレスリリース後、丸徳水産やくら寿司だけでなく、漁協などの地元関係者、和歌山県関係者などのPRにもつながった。これによって、丸徳水産とくら寿司との関係はいっそう強化され、地元との良好な関係も築かれた。漁協からは天然魚の仕入れが今以上にできるようになり、それによって今後の漁場拡大にも前向きに対応してくれる可能性が高まった。

丸徳水産としては、養殖によって既存の業務の拡大も図ることができ、会社全体に効果が波及している。今後、オーガニックはまちの認知を高め、ブランド化を促進しようとしている。また、くら寿司としては、積極的に海外展開をしていくなかで、オーガニックはまちをひとつの強みとして世界に発信しようとしている。

漁協としては、企業参入によって空き漁場の解消・漁場の総合利用、漁協事業や設備の利用、販路の拡大、地元漁業者への仕事の創出などのメリットが生じている。漁協では丸徳水産の事例以外にも、他の企業・組織との連携を通じた新たな事業の獲得に取り組んでいる。

（おなか　けんじ）

中国における農地流動化の現状

主任研究員　若林剛志

1　農業経営の大規模化

中国は2012年の共産党第18回全国代表大会で、日本における大規模家族経営体に相当する家庭農場等の多様な新型農業経営体を育成し、それにより農業経営規模の適正化を図るとともに、集約化、専業化、組織化等を目指し、現代農業経営体系を構築することを打ち出した。19年の「中国農村政策と改革統計年報」(中国农村政策与改革统计年报、以下「統計」)によれば、１戸当たりの家庭に付与されている耕地請負経営権(以下「農地請負経営権」)の面積は７ムー(約47a)と小さく、農業経営の大規模化は、主として耕地(以下「農地」)を流動化することで促進されようとしている。

2　中国における農地の流動化

農地の流動化により農業経営規模を拡大する動きは、日本と似通っているが、両国の事情は相当に異なる。まずは農地制度や流動化の仕組みの相違点を確認しておこう。

中国の農地は、集団が所有(典型例は村民が集団で所有)しており、それを各家庭が請負って耕作している。そして、農地を請負って耕作する権利は、農地を請負う権利(請負権)と農地を耕作する権利(経営権)に分けられている。

中国における農地の流動化は、主として農地請負経営権のうち経営権が別の主体に移動することを言う。後述のように権利移動のない作業委託等も含まれているようである。そして流動化された面積の割合である流動化率を算出する場合は、これを分子とし、農地請負経営権の面積を分母としている。

一方、日本における農地の集積は、認定農業者を中心とした担い手が所有権、利用権および作業受託により農地を経営することである。したがって、集積率はこの面積がその時々の農地面積に占める割合である。

流動化率および集積率の算出における分母は、中国では農地請負経営権という権利であるのに対し、日本では田畑となっている農地という違いがある。

一方の分子にも差異がある。最も大きな差異は、日本の集積は担い手への集積を対象としているが、中国の流動化は主に経営権の移動全体を対象としている点である。確かに中国では新型農業経営体を育成し、それへの集積を推進している。家庭農場のように政府が認定している新型農業経営体もある。しかし、流動化の対象は特定経営体の経営農地ではなく、流通している権利の総量となっている。

また、作業受委託にも差異があるかもしれない。日本の「作業受託により経営する農地面積」には基幹３作業の受委託が含まれている。一方の中国においても、農地流通形態の「その他」に作業受委託面積が含まれているようである。統計によれば、19年の「その他」の数値は3,104万ムー（約207万ha)となっている。中国では、収穫機等の農業機械を持つ企業や合作社が、作業を受託して一斉に刈取り作業等を行う例がある。例えば、播種時期や光周性の違いを利用して、受託組織が長い距離を移動しながら、トウモロコシ、小麦および大豆等の作物を刈り取る例がみられる。作業受委託が指す内容は明らかでないので、統計にこのような実態がどのように反映されているのかは不明である。中国の流動化率と日

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

第1表　農地流動化関連数値（2019年）

（単位　百万ムー、%）

	全国	うち直轄市
家庭請負経営権の農地面積(a)	1,546	45
家庭請負農地流通面積(b)	555	22
うち対農家(c)	312	8
流動化率(b)/(a)	35.9	48.7
うち対農家流通割合(c)/(b)	56.2	39.1
流動化率(2017年)	37.0	46.8

資料　農業農村部「中国農村政策と改革統計年報」「中国農村経営管理統計年報」を基に筆者作成

本の集積率との間には、こうした単純に比較できないいくつかの違いがある。

3　農地流動化の現状と特徴

19年末の農地流動化率は35.9%であった（第1表）。この数値は、日本の担い手への集積率（19年度末で57.1%）と比べれば低い。ただし、中国は広いので流動化面積の実数は5.5億ムー（約3,700万ha）にも及び、その面積は日本の国土面積に比肩する。

統計から確認される特徴を2つ挙げておく。第1は、面積の56.2%が農家に対する権利移動であるということである。日本では経営体種類別の集積面積は公表されていないが、20年農林業センサスによれば、農業経営体が借り入れている農地面積の58.9%が個人経営体である。個人経営体の中心は農家と考えられるから、この点は日中間でそれほど変わらないのかもしれない。

第2に、都市部で数値が高いことである。例えば直轄市（北京、天津、上海、重慶）の流動化率は48.7%となっている。この傾向は日本とは異なり、例えば東京は24.3%、大阪は11.4%、愛知は37.6%となっている（数値は19年度末）。

4　2017年からの変化とその要因

第1表と同じ項目が掲載されている17年の「中国農村経営管理統計年報」（中国农村经营管理统计年报）と19年の統計とを比べると、農地請負経営権の面積と流動化面積の伸びは、それぞれ11.6%、8.4%となっている。これにより、流動化率が37.0%から35.9%へ1.1ポイント低下していることに気づく。実際、農地請負経営権の面積は13.9億ムー（約0.9億ha）から15.5億ムー（約1億ha）に増加した。農地面積が年々減少している日本とは対照的なこの増加の要因は何であろうか。

面積増加の最大の要因は、農地請負経営権の確定作業が進み、正確な面積の把握が進んだことである。中国ではこの作業が推し進められ、18年末にほぼこれを終えている。この過程で正確な面積が統計に反映されることになったと考えられる。しかしながら、その数値は減少でなく増加している。この背景にはかつての農業税の影響があると推察される。中国では05年まで農業税が課されていた。これは、品目にもよるが、基本的には農地面積と生産量に応じて課税されていた。農家には、その課税額を抑制しようと課税対象の農地面積を過少申告する誘因が働いていた可能性がある。

もちろん、そのほかにも考えられる要因はいくつかある。例えば、これまで遊休地となっており、農地として把握されていなかった農地が新規に計上されるようになった可能性である。

5　中国の動向確認の必要性

日中の地理風土には一定の差異があるが、農業政策の大きな動きには農業経営規模の拡大にみられるように共通点がある。中国の農地流動化は確実に進んでおり、今後も経営規模の適正化を図るなかでそれが一層進む可能性がある。中国の動きは日本が考える以上に速いことがある。今後の日本における農地集積を考えるうえで、隣国中国の動向も確認しておいたほうがよいかもしれない。

（わかばやし　たかし）

コロナ禍に産地一体で立ち向かうJA石垣牛

主席研究員　長谷川晃生

コロナ禍で、肉用牛生産は、2020年の枝肉相場の変動、21年以降の飼料高の影響を受けている。特に、需要面では、インバウンドを含む外食需要が剥落し、和牛産地で対応が迫られた。以下、観光産業と連携し産地振興を進めてきたJA石垣牛(注)を事例に、コロナ禍で生じた課題への対応と、今後を見据えた取組みを紹介する。

1　産地振興の変遷

八重山地域での肉用牛生産は、繁殖経営が主体で、一部の大規模繁殖経営体がJA石垣牛の肥育も手掛け、産地のプレゼンスを高めるために、JAおきなわが自ら肥育センターを立ち上げ、肥育経営に取り組んできた。

JA石垣牛の出荷頭数は、01年に発生した牛海綿状脳症(BSE)の影響から大きく減少し、東日本大震災後の12～13年にかけても減少した(第１図)。こうした危機的状況を乗り越えるために、JAは様々な取組みを行ってきた。02年にJA石垣牛を商標登録し、08年に地域団体商標を取得した。また、JAは肥育部会と連携し、肥育牛の配合飼料を13年に統一し、地域資源である稲わらを利用した飼料給餌マニュアルを作成することで、品質安定を図ってきた。さらに、18年からJA石垣牛の取扱認定制度を開始し、ブランド力の向上にも努めてきた。

BSE発生前は、生体での県外出荷がほとんどであったが、全国的な需要急減に伴い県内出荷へと転換させてきた。特に、13年に新石垣空港が開港し、観光客数が同年の94万人から19年の147万人へと増加し、国内外からの観光客消費が需要の中心へと変化した。こうしたなか、石垣市による牛舎増築の支援等で、若手繁殖経営体の一貫経営へのシフト等がみられ、14年以降、JA石垣牛の出荷頭数は増加基調にあった。また、地産地消を進めるために、既存の食肉処理施設の拡充が必要となり、15年に株式会社八重山食肉センターを新設し、処理能力の向上を図った。

第1図　JA石垣牛の出荷頭数の推移

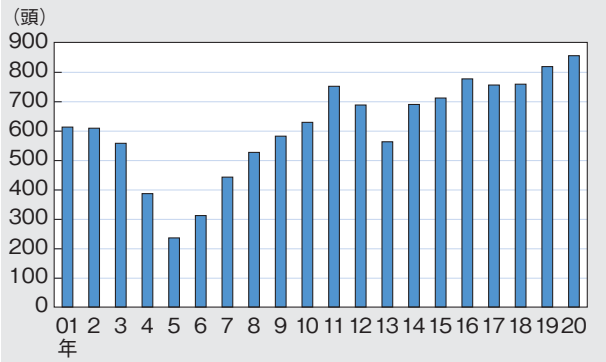

資料　JAおきなわ八重山地区畜産振興センター提供資料を基に作成

2　コロナ禍での新たな課題への対応

コロナ禍で、観光客数は20年４月から急減し(第２図)、10月～12月に一時的な回復はみられたが、20年は64万人と前年に比べて６割減少した。また21年もコロナ禍前の水準回復には至っていない。

JA石垣牛は、八重山食肉センターで枝肉へと処理され、全頭がセリ取引される。観光客急減で食肉販売業者は在庫を抱え、JA石垣牛の枝肉相場は20年３月に急落し、セリでの売れ残りが続いた。枝肉相場は年後半に持ち直したが、20年度の枝肉単価(Ａ４)は、前年比

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

第2図　石垣市への観光客数の推移

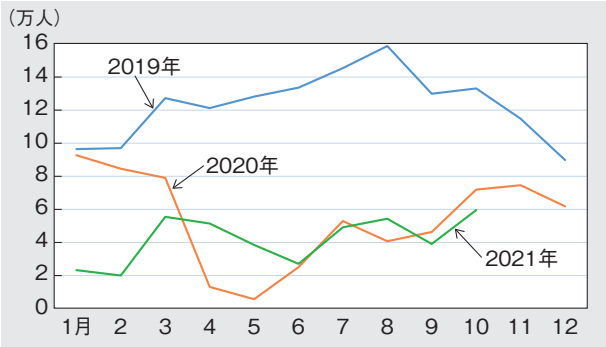

資料　石垣市企画部観光文化課「石垣市入域観光推計表」を基に作成

で17％低下した。

相場低迷に対する肥育経営への支援として、石垣市は、と畜費用の一部を20年６月から21年２月まで補助した。また、国の制度である肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）への上乗せ交付も実施した。同制度は、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に、その差額の９割を交付金として交付するものである。20年４月～11月がマルキンの交付対象となり、石垣市は、残り１割分について３万円を上限に、独自交付した。

需要減退への対応として、まず、JAの肥育センターの肥育牛について、JA石垣牛として定める出荷期限のぎりぎりまで飼養期間を延長することで、出荷頭数を抑制した。そして、JAは、滞留在庫分を家庭消費に仕向けるために、20年５月と９月に地元住民に対する安価販売のイベントを開催した。また、20年５月から６月にかけて、クラウドファンディング形式で、全国で購入希望者を募り、県外中心に販売した。

さらに、全国的に消費者のオンラインでの食品購入が注目されるなかで、石垣市は、八重山食肉センターのWebサイト内に新たに設ける地元食肉販売業者等向けの販売専用サイトの制作費用を補助した。こうして販売ツールを提供することで、販路拡大を後押した。

20年後半になると、肥育センターの飼養期間延長分が順次出荷され、新たな販路が必要となった。石垣市内の主要な食肉販売業者によると、20年は、コロナ禍前から取引があった首都圏の食肉販売業者に肥育センター出荷分を中心に販売し、オンライン販売、輸出にも取り組んだことで、需要減退分をカバーできたとしている。

3　コロナ禍後を見据えて

このような行政、JAの一体的な支援によって、生産者への影響を緩和し、地元住民への消費喚起、県外販売へと供給先を柔軟に変更することで、コロナ禍の変化に対応しているのである。

JAは、相場変動、飼料高の影響で一貫経営体の肥育部門の縮小によるJA石垣牛の出荷頭数減少を懸念し、生産者、JA、セリ参加者で協議し、21年２月から等級ごとにセリでの最低売買価格を導入している。新たな制度導入で、枝肉相場は安定的に推移しているという。また観光客の回復が難しく、当面は現在の供給構造が継続すると見込まれる。そこで、首都圏販売を深化させるため、21年３月に首都圏の実需者等と流通協議会を設立した。さらに、輸出は重要な供給先とし、食肉センターは自施設での輸出処理を可能とするための施設整備を本格化させている。

コロナ禍での変化を受け入れ、またコロナ禍後の将来的な観光客の回復も見据えながら、どのような産地を目指していくのか、引き続き注目する必要がある。

（はせがわ　こうせい）

(注) JA石垣牛は、八重山地域で出生・肥育した黒毛和種の去勢および雌牛で、出荷期間は去勢24～35か月、雌24～40か月。品質表示は、枝肉格付の歩留等級A・Bについて、肉質５、４等級が特選、３、２等級が銘産としている。

家まで届く食と健康
── JA協同サポート山口株式会社の配食サービス ──

研究員　野場隆汰

1　高まる高齢者配食サービスの重要性

高齢化が急速に進展する日本では、医療、福祉、介護等サービスへの需要がより一層高まることが予想されている。そうした事態に向けて、住民が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう、医療、福祉、介護、介護予防、住まい、生活支援等が一体的に連携され、提供可能な体制である「地域包括ケアシステム」の構築が全国各地で進められている。そして、その具体的かつ重要な実施事項の一つとして高齢者への配食サービスがあげられている。

高齢者配食サービスは、単身で暮らす高齢者や要介護者の食事を作る時間がない家庭に、主菜と副菜がそろった食事を定期的に配送・提供し、利用者の食生活の質向上や健康維持をサポートするサービスである。そのため、いわゆる一般的なデリバリー業とは違い、栄養管理を徹底した献立やおかゆ・きざみ食等の特殊な加工にも対応できることなどが特徴といえる。

地域の食を支える役割を担うJAグループは、こうした高齢者配食サービスと事業面での親和性も高く、貢献が期待される。ここでは、JA山口県のグループ会社であるJA協同サポート山口株式会社（以下「サポート山口」）の配食サービスを紹介したい。

2　JA協同サポート山口（株）の配食サービス

サポート山口は現在、合併によりJA山口県のグループ会社となっているが、合併前はJA周南の介護福祉事業を担うグループ会社であった。そのため、配食サービスの主な事業範囲は、旧JA時代を踏襲し、山口県周南市と下松市となっている。

サポート山口の配食サービスにかかる仕入れや調理、配送といった作業は、同社所有の厨房（ちゅうぼう）施設であるJA給食センター「旬菜館」で行われている。旬菜館には、栄養士１人に加え、12人の調理員と16人の配送員が在籍しており、配食サービスのほか、JAの葬祭センターや介護施設への仕出し事業も行っている。また、サービス全体の業務統括は本社内の地域支援課が担当している。

サポート山口の配食サービスには週５日間と週７日間の２つのコースがあり、どちらも夕食のみの配食である。価格はおかずのみが１食税込788円、ご飯とのセットが１食税込842円となっている。１食800円前後の弁当というと、一見安くはないように思うかもしれないが、栄養バランスがきちんと計算された食事であり、それを自宅まで配送してくれることを含めての値段設定である。なお、上記の利用料金について、一部のサービス利用者は行政からの助成を受けている。

弁当のメニューのうち、とくにこだわりがみられるのがご飯である。サポート山口では、配食サービスのご飯にJAの地元産米を使用している。そのおいしさは利用者からの評判も高い。また、おかずも主菜２種を含めた８種

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

栄養バランスのとれた配食弁当
（JA協同サポート山口（株）提供）

類とバリエーションに富み、献立も毎食変えている。食事が単なる栄養摂取の行為にとどまることなく、利用者が食べることの楽しみを実感できるような工夫がされている（写真）。

3　地域の食生活というインフラを担う

配食サービスの主目的は高齢者の食生活の質向上と健康の維持にある。一人暮らしや老老介護をしている高齢者世帯では、食生活の乱れによる低栄養、健康障害も懸念される。配食による毎日の適切な栄養管理が利用者の命に関わるといっても過言ではない。

サポート山口では配食サービスを中止せざるをえないケースとして、水道、電気、ガスが止まり、調理や配送が不可能になるような深刻な自然災害を想定している。ただ、これまでも台風や豪雨によって、道路が通行止めになるなどの事態はあったが、配送ルートを変更するなどして対応してきた。その結果としてサポート山口では、2004年の事業開始から現在に至るまで、過去に厨房施設を改装した時の１回を除いて、365日年中無休で配食サービスを営業している。

また、周南市や下松市には複数の配食業者がいる。そのなかでもサポート山口には、JA組合員が在住している中山間地域や離島部などからの申込みが多いという。こうした条件不利な地域への配送は市街地に比べて高コストとなるが、そうした地域にこそ本当に困っている高齢者がいるという考えのもと、山間部への配送ルートを確保することで対応している。

以上のようなサポート山口の「なんとしても食事を届ける」姿勢には、地域の高齢者の食生活というインフラを担っているという強い責任感が表れている。

4　配食サービスと組み合わせた安否確認

サポート山口の配食サービスには、高齢者への安否確認、相談対応、困りごと解決という３種類の生活に関するサービスを提供する「安心付加サービス」が付いている。このうち、安否確認は利用者へ弁当を配送する際に、原則手渡しで声かけを行うとともに、世間話を交わすなかで体調確認や食事の残量などをチェックするというものである。

食事を届けた際に「利用者が倒れている」「家にいるはずの時間にいない」等の緊急時には、配送員が必要な対応や関係機関への速やかな連絡を行う。こうした緊急対応が必要な事態は毎年数回のペースで発生しており、安否確認は時には利用者の命にも関わる重要なサービスとして位置づけられている。

また、安否確認が付いていることがきっかけで、故郷を離れて暮らす息子・娘世代から、親のために配食サービスの申込みをするケースもあるという。サポート山口の配食サービスは、地域の高齢者の食を支える一方で、一つの親孝行の形として、故郷を一度離れた人々とのつながりにも寄与している。

（のば　りゅうた）

クロマグロ漁業と漁獲枠

主任研究員　田口さつき

1　クロマグロの漁獲規制

日本政府は、2010年から太平洋クロマグロの管理強化に取り組んでいる。14年12月に「15年の１月からは①小型魚（30kg未満）の漁獲量を02年から04年までの年間平均漁獲量（8,015トン）から半減させる、②大型魚（30kg以上）の漁獲量を02年から04年までの年間平均漁獲量から増加させない」と発表した。そのため、農林水産大臣の管理する漁獲効率の高い漁業から知事が管理する漁業（沿岸漁業）までクロマグロの漁獲枠が設定され、漁獲量が制限されている。以下では、漁業種類別のクロマグロの漁獲量からクロマグロ漁業の現状をみていきたい。

2　漁獲量の推移

太平洋クロマグロの産卵場は日本水域が中心であり、大型魚（親魚）が産卵期の６月前後から産卵場周辺に集まる傾向がある。また、小型魚（未成魚）は日本周辺を回遊（一部は太平洋を横断して米国やメキシコの沿岸へ移動）する。そのため、日本の漁船が太平洋クロマグロを採捕している水域はほぼ日本の排他的経済水域内と重なっている。

農林水産省「漁業・養殖業生産統計」からクロマグロを漁獲する主な漁業種類ごとの漁獲量をみると、例年、大中型まき網漁業の漁獲量が最も大きい（第１図）。漁獲枠が設定されその影響を受ける期間ではあるが、17年以降の月別の漁獲量をみると、大中型まき網漁業は、クロマグロの大型魚を対象としており、漁獲量は６月に集中する傾向にある（第２図）。一方、知事管理漁業は一般的に小型魚の割合が大きく、漁獲状況は年、月によってもまちまちである（第３図）。知事管理漁業は、定置漁業やひき縄釣り漁業といった沿岸漁業である。

第1図　クロマグロの漁獲量の推移

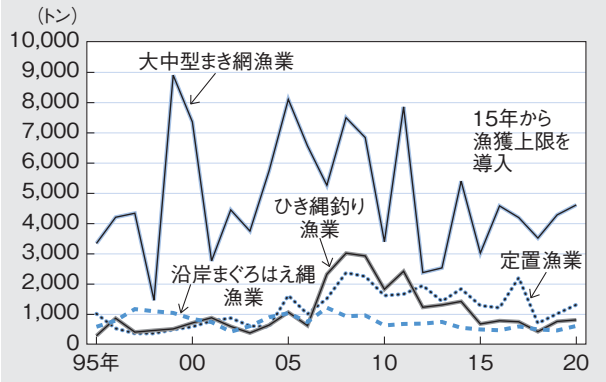

資料　農林水産省「漁業・養殖業生産統計」より筆者作成

3　管理の方法の違い

第１表は20年漁期のクロマグロの漁獲枠の配分を示したものである。小型魚、大型魚別に漁獲枠が設けられ、さらに漁獲枠は、国の管理下にある大臣管理漁業と、知事の管理下にある知事管理漁業に分けられる。大臣管理

第2図　クロマグロの月別漁獲状況（大中型まき網漁業）

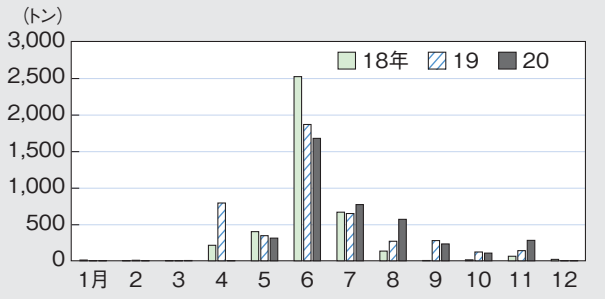

資料　水産庁サイト「太平洋クロマグロの漁獲状況について～令和3年11月10日更新～」（21年12月7日アクセス）
https://www.jfa.maff.go.jp/j/tuna/maguro_gyogyou/gyokakujoukyou.html

第3図　クロマグロの月別漁獲状況（知事管理漁業）

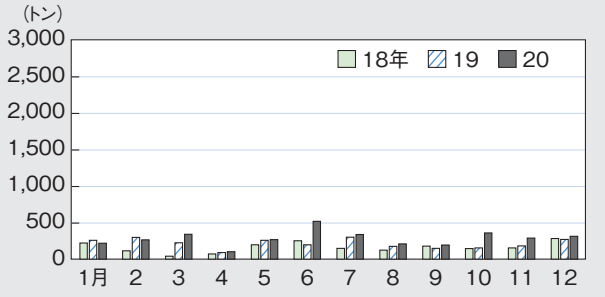

資料　第2図に同じ

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

第1表 クロマグロの漁獲枠（2020年漁期）

（単位　トン）

			第6管理期間（当初）
小型魚（3,757トン）	国の留保分		345.6
	大臣管理漁業	大中型まき網漁業	1,500.0
		近海かつお・まぐろ漁業及び遠洋かつお・まぐろ漁業	62.0
		東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業	44.0
	知事管理漁業		1,805.4
大型魚（5,132トン）	国の留保分		136.9
	大臣管理漁業	大中型まき網漁業	3,063.2
		近海かつお・まぐろ漁業及び遠洋かつお・まぐろ漁業	351.5
		東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業	9.4
	知事管理漁業		1,571.0

資料　水産庁「海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画第1の別に定める『くろまぐろ』について」

第2表 漁獲量の変動率（1995～2009年）

	大臣管理漁業		知事管理漁業		
	大中型まき網漁業	近海まぐろはえ縄漁業	定置漁業	沿岸まぐろはえ縄漁業	ひき縄釣り漁業
平均値（トン）	5,359.73	392.80	985.33	860.40	1,035.40
変動係数	0.39	0.72	0.64	0.26	0.86

資料　第1図に同じ

第3表 漁獲量の変動率（2010～2020年）

10年から太平洋クロマグロの管理強化

	大臣管理漁業		知事管理漁業		
	大中型まき網漁業	近海まぐろはえ縄漁業	定置漁業	沿岸まぐろはえ縄漁業	ひき縄釣り漁業
平均値（トン）	4,148.00	256.00	1,462.27	572.36	1,116.73
変動係数	0.35	0.54	0.28	0.16	0.50

資料　第1図に同じ

（参考）漁獲量の変動率（2015～2020年）

15年から漁獲上限を設定

	大臣管理漁業		知事管理漁業		
	大中型まき網漁業	近海まぐろはえ縄漁業	定置漁業	沿岸まぐろはえ縄漁業	ひき縄釣り漁業
平均値（トン）	4,023.50	303.17	1,276.33	510.33	689.83
変動係数	0.14	0.53	0.36	0.12	0.19

資料　第1図に同じ
（注）　20年の数値は速報値。

漁業は、漁業種類別に漁獲枠が設定される一方、知事管理漁業は都道府県下の漁業全体として配分される。

4　漁獲枠の影響

漁業種類別の漁獲量の平均値と変動係数[注]について、クロマグロの管理強化に取り組む前（95年から09年）とその後（10年から20年）に分けてみたものが第２表、第３表である。この場合、変動係数が大きいことは年々の変動が大きいことを示している。

クロマグロの管理強化に取り組む前は、ひき縄釣り漁業、近海まぐろはえ縄漁業、定置漁業で変動係数が大きいことがわかる。クロマグロの管理強化に取り組んでからもひき縄釣り漁業、近海まぐろはえ縄漁業の変動係数は他の漁業種類と比べて大きいものの、管理強化前と比べ、他の漁業種類との差が少なくなっている。いずれの期間を通じても、大中型まき網漁業は変動係数が小さく、安定的に漁獲量を確保できていることがわかる。これは、大中型まき網漁業が産卵期に集まるクロマグロの群れを網でまく効率漁法であることが影響している。一方、近海まぐろはえ縄漁業やひき縄釣り漁業などの仕掛けを使う漁業や待ちの漁業である定置漁業はクロマグロの来遊状況に強く依存するため、年々の変動が大きい。そのため、過去の漁獲量の平均値に基づいて設定された漁獲枠を守ることは非常に難しい。唯一、沿岸まぐろはえ縄漁業は、変動係数が小さい、すなわち年々の変動が少ない。ただし、沿岸まぐろはえ縄漁業の15年以降の漁獲量平均値は資源管理強化前に比べ大きく減少している。

これは、大臣管理漁業は個々の漁業種類別に漁獲枠が設定されるのに対し、知事管理漁業は同じ都道府県内の定置漁業などの他の漁業と合わせた漁獲枠であることに起因する。16年、17年の定置網へのクロマグロの大量入網の影響などを受け、知事管理漁業分への漁獲枠が削減されるなか、ひき縄釣り漁業や沿岸まぐろはえ縄漁業での小型魚の放流や操業自粛・停止などが数値として表れたと思われる。

このように変動係数や漁獲量の推移からも知事管理漁業は漁業種類を多数含み、かつ、クロマグロ小型魚の来遊状況に翻弄される傾向が強いこと、そして、個々の漁業者が経済的な痛みを背負いつつ、漁獲枠を守っていることがわかるのである。

（たぐち　さつき）

（注）変動係数は、標準偏差を平均値で割って算出する。

放牧でブランディングされる高付加価値な牛乳

専任研究員　平田郁人

1　放牧でブランディングされる牛乳

放牧酪農で生産された生乳は、一般の生乳と混入され流通・販売されることが多い。しかし、一部の放牧酪農家（以下「放牧牛乳農家」）は、放牧された乳用牛の生乳のみ使用した牛乳を、放牧牛乳としてブランディングし販売している。多くの牛乳の市販価格は200円／リットル程度である。一方、放牧牛乳は処理施設から直接配送され配送料込みで300～700円／リットル程度であり、ネット通販では720ミリリットルの牛乳ビン４本セットで送料込み5.8千円になるものもある。

放牧牛乳はコクが深く甘さと独特の香りがあり、高温殺菌された一般の牛乳とは風味が異なる。加えて、放牧牛乳には「自然が育てた本物の生乳」等のキャッチコピー、放牧地の風景、放牧開始の経緯等が盛り込まれたパンフレットが同封され、放牧牛乳のイメージやストーリー性で付加価値を高めていることが多い。また、「無農薬」「国産非遺伝子組換え飼料使用」といった飼料の特徴や、「高乳脂率のジャージー種生乳」「ノンホモナイズ（脂肪球を均質化せず搾りたての状態）」等の乳質の特徴が表示され、安心感と高級感を醸し出している。放牧牛乳は単なる牛乳ではなく、健康志向の高い人や、高級食材を楽しむ富裕層に訴求力のある飲料の一つである。

第1表　シュンペーターが提唱した５つの新結合（イノベーション）

①	新しい財貨の生産 新しい品質の財貨の生産	プロダクト・ イノベーション
②	新しい生産方法の導入	プロセス・ イノベーション
③	新しい市場（販路）の開拓	マーケット・ イノベーション
④	原料や半製品の 新しい供給源の確保	サプライチェーン・ イノベーション
⑤	上記4つの新結合のための 新しい組織の実現	オーガニゼーション・ イノベーション

資料　筆者作成
（注）　新結合とは、産業の飛躍的な発展に必要で、従来とは異質な新しいものを導入すること。

もっとも放牧牛乳の販売には、一般生乳の混入防止のため、専用集乳車の手配、自家や共同での処理施設の設置（一般施設使用の場合、混入防止の洗浄作業）等の集乳・処理コストが余分にかかる。それでもブランディングに成功し、高価格で放牧牛乳を販売できれば、高コストを賄ってなお高い収益性を確保できる。ブランディングされた放牧牛乳は、従来とは異なる新たな牛乳市場を形成しており、これに成功した放牧牛乳農家は、著名な経済学者であるシュンペーターが提唱した５つの新結合の一つ「新しい市場の開拓」という革新を実現している（第１表）。

2　ブランディングのための放牧畜産認証制度について

放牧牛乳と言っても、その判断基準がなければ消費者は困惑する。したがって、放牧牛乳のブランディングのためには、放牧乳用牛から搾乳した生乳を使用した牛乳であることを証明する制度が必要である。一般社団法人日本草地畜産種子協会では、放牧を取り入れた畜産を普及推進するため、2009年に放牧畜産物にかかる認証制度を創設した。本制度では放牧畜産基準を明示し、その基準に即した

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

第1図 放牧畜産認証マーク
（放牧畜産実践牧場・放牧酪農牛乳）

資料　（一社）日本草地畜産種子協会提供

牛乳に認証マークを表示でき、誰でも放牧牛乳とわかるようになっている（第１図）。

放牧畜産基準は２段階になっている。なお、放牧畜産基準は酪農と肉用牛があるが、ここでは牛乳に関する基準のみ紹介する。一つ目は、牧場での乳用牛の飼養管理に関する放牧畜産基準である。放牧期間、１頭当たり放牧地面積等の放牧管理基準を満たすと「放牧畜産実践牧場」として認証され、第１図左のような表示が可能となる。二つ目が生産物の放牧牛乳に関する基準である。認証牧場で周年飼養（放牧困難な冬期間は自給粗飼料給与の舎飼いでも可）されている乳用牛から生産されていれば「放牧酪農牛乳」として認証され、第１図右のように表示できる。なお、放牧期間が限定されていれば「放牧牛乳」という基準で認証が受けられる。

このように同協会では認証制度を設け、放牧の普及とともに、全ての人に正確な情報提供を図ろうとしている。しかし、認証制度の利用は生産者の任意であり、放牧牛乳全てが認証を受けてはいない。むしろ認証数は限られている。放牧牛乳は近隣都市部の消費者に戸別配送されることが多い。このことによって、地域限定的ながら放牧牛乳の認知度は既に高まっており、あえて認証を取得する必要性が低いという事情がある。それでも、同協会では一定の基準に基づく放牧牛乳の提供が、消費者への訴求や放牧牛乳の持続可能な供給に貢献すると考え、放牧牛乳農家に認証制度を活用するよう働きかけている。

3　地域住民との新結合による農協のさらなる機能発揮

放牧牛乳農家はパンフレット等の配布やアニマルウェルフェアに基づく放牧の実践といった自らの経営進展の取組みにとどまらず、放牧地らしい周辺景観の維持、良質な畜産環境の保全による周辺での臭気発生や水質汚染の防止等にも注力している。このため、放牧牛乳農家は消費者向け牧場見学とは別に、周辺住民と放牧地での交流行事等を行い関係構築に努めている。こうした取組みは相互作用を生み出し、周辺環境の実態把握や景観維持につながるだけでなく、緊急時の円滑な意思疎通や環境維持への住民による協力の可能性向上に寄与する。

以上のような取組みを個別放牧牛乳農家のみで継続するには、かなりの根気が必要である。この時、農業と地域を支えるために努力している農協の支援が求められるであろう。例えば、放牧牛乳農家と周辺住民との関係強化のために、多くの住民に農協の准組合員として加入してもらう。そのうえで、農協は放牧牛乳農家が属す生産部会と周辺住民との意見交換の場を提供するとともに、両者の関係強化や調整を担うことが考えられる。このような新たな組織づくりは、前述の新結合の一つである「新しい組織の実現」に相当し、革新の契機となる。こうした取組みは、放牧牛乳のイメージやストーリー性を伴った経営の進展だけでなく、地域住民が安心できる生活と地域の発展に資すると考える。

（ひらた　いくひと）

コロナ禍で伸びるキャッシュレス決済

――キャッシュレス比率は2020年も上昇――

主事研究員　髙山航希

新型コロナウイルスの感染防止のため、キャッシュレス決済の普及が加速していると言われている。その様子をデータで見てみよう。

1　キャッシュレス決済額は増加傾向維持

ここではキャッシュレス決済として、クレジットカード、デビットカード(J-Debitとブランドデビット)、電子マネー（交通系・流通系業者のICカードなど)、コード決済(QRコードをスマートフォンで読み取るなど)を取り上げる。決済手段別に四半期ごとの利用状況をまとめたものが第１表である。

まず目につく点として、キャッシュレス決済額のほとんどがクレジットカードであることが挙げられる。しかし増加率が高いのはデビットカードやコード決済であり、特にコード決済は2021年第１四半期に決済額で電子マネーを初めて上回った。

時系列変化に着目すると、20年第２四半期の決済額が第１四半期から減少している。新型コロナウイルスの感染が拡大し、緊急事態宣言が初めて発出される状況になったことに起因して、消費全体が大幅に落ち込んだためである。クレジットカード決済額は前年比マイナスに転じた。しかしその他の手段はマイナスにまでは至らず、相対的に影響は小さかった。

クレジットカードとそれ以外で影響の大きさが異なったのは、利用のされ方が違うためだと考えられる。クレジットカードは特別な日の高額な商品や飲食で使われるケースが多いため、外出や会食の自粛を求める緊急事態宣言の影響が大きかった。他の決済手段は日常的な少額の決済で使われる傾向が強く、また利用拡大の勢いもあったため、宣言下でも大きくは減らなかったとみられる。

20年のキャッシュレス決済額合計の前年比増加率は、消費そのものが落ち込むなか、19年の12.4％から4.4％に低下した。しかし、決済額増加は維持しており、21年も第２四半期まではプラスとなっている。

第1表　四半期ごとのキャッシュレス決済額と前年比増加率(括弧内)

（単位　兆円、％）

		クレジットカード	デビットカード	電子マネー	コード決済	合計(注)
19年	Ⅰ	14.8 (10.3)	0.38 (24.7)	1.34 (4.7)	1.12 (579.0)	71.6 (12.4)
	Ⅱ	15.4 (11.3)	0.41 (28.6)	1.41 (3.9)		
	Ⅲ	16.0 (13.2)	0.45 (29.9)	1.43 (1.7)		
	Ⅳ	16.9 (10.5)	0.49 (28.9)	1.57 (9.5)		
20	Ⅰ	16.2 (9.1)	0.49 (30.2)	1.46 (9.0)	0.86 (274.8)	18.8 (4.4)
	Ⅱ	14.0 (△8.7)	0.47 (15.6)	1.44 (2.2)	0.98	16.7
	Ⅲ	15.7 (△2.1)	0.58 (29.6)	1.55 (8.2)	1.05	18.7
	Ⅳ	17.5 (3.4)	0.62 (27.4)	1.59 (1.0)	1.30	20.6
21	Ⅰ	16.2 (0.4)	0.60 (22.2)	1.44 (△1.5)	1.54 (78.2)	19.4 (3.2)
	Ⅱ	16.8 (19.7)	0.66 (40.1)	1.49 (3.1)	1.80 (82.9)	20.3 (21.2)
	Ⅲ	17.0 (8.1)	0.69 (19.4)	1.50 (△3.3)	-	-

資料　日本クレジット協会「クレジットカード動態調査」、日本銀行「決済動向」、キャッシュレス推進協議会「コード決済利用動向調査」
(注)　コード決済のうち、クレジットカードやデビットカードにひもづいた決済額は全体から控除した。しかし電子マネーにクレジットカードやデビットカードから入金された額は不明であり、その分は二重計上されている。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

第1図　キャッシュレス比率

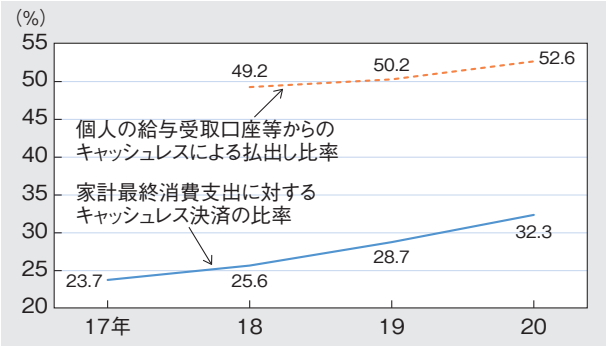

資料　第1表のものおよび全銀協「キャッシュレスによる払出し比率」、総務省「国民経済計算」
(注)　家計最終消費支出は持家の帰属家賃を除く。

2　キャッシュレス比率も上昇

次に、キャッシュレスの比率を見てみよう。キャッシュレスの比率として把握できるデータには２種類ある。まず、キャッシュレス決済合計額の家計最終消費支出に対する比率を求めた「キャッシュレス決済比率」である。それに加え、全銀協が公表している「キャッシュレスによる払出し比率」も利用できる。これは大手銀行の個人の給与受取口座等からの払出し金額のうち、現金による引出しを除く、口座振替、ペイジー、振込の合計の割合である。「キャッシュレス決済比率」には公共料金の自動引き落としなどが含まれないため、「払出し比率」の方が高い数値になる。

結果は第１図にまとめた。２つのキャッシュレス比率は17年から20年にかけて上昇している。特に20年はキャッシュレス決済金額の増加率が大きく鈍ったにもかかわらず、２つのキャッシュレス比率の上昇幅は19年までと比較して、わずかではあるが同等以上となっている。分母の消費が全体的に減少するなか、キャッシュレス決済は浸透の度合いを一層高めた。

3　キャッシュレス比率上昇の要因

ここまで、キャッシュレス決済の金額と比率の動向を見てきた。キャッシュレス決済額は20年以降、新型コロナの影響を受けて前年比増加率が低下したものの、増加傾向は維持している。その結果、20年のキャッシュレス比率はそれまで以上に上昇した。

キャッシュレス比率が上昇した要因として、感染症予防のために現金を介さない取引や、ECサイトなど通信販売の利用が好まれている点は挙げてよいだろう。加えて政策的な要因として、19年10月から20年６月まで経済産業省が実施した「キャッシュレス・消費者還元事業」や、20年９月から21年12月まで総務省が実施した「マイナポイント事業」の効果もあったと思われる。前者については、還元対象決済金額が７兆円を超えたと報道されている。また全国の様々な地方自治体とコード決済事業者が共同で、地域経済の活性化とキャッシュレス決済促進を狙い、地域の中小・個人事業者の店舗におけるコード決済にポイントを上乗せするキャンペーンを行っている。

キャッシュレス比率上昇要因のうち、新型コロナの脅威は当面残存しそうである。マイナポイント事業は22年１月から第２弾を実施することが予定されており(21年12月時点)、自治体キャンペーンも地域によるが断続的に実施されている。キャッシュレス決済は今後も浸透が続くと考えられる。

（たかやま　こうき）

銀行の店舗運営の動向

── 店舗内店舗と共同店舗の実施状況について ──

研究員　石塚修敬

近年、銀行では、業態の別にかかわらず実店舗（建物があり、実際に訪れることができる店舗）の配置の効率化を進める動きがある。本稿では、実店舗の配置の効率化を進めつつ、利用者の利便性をなるべく下げないようにする店舗運営の手法として、銀行の店舗内店舗の実施状況と共同店舗の開設状況について紹介する。

1　店舗内店舗、共同店舗とは

店舗内店舗とは、ブランチ・イン・ブランチとも呼ばれ、第１図に示すように、１つの支店建物の中で複数の支店が営業を行うことである。これにより、金融機関は店舗の維持管理コストを削減することができる。B支店の住所はA支店と同一になるが、B支店はシステム上存続する。つまり、B支店に口座を保有する利用者は、口座情報の変更をせずに、引き続き口座を利用できる。この点は利用者にとってのメリットと言えよう。ただし、実質的に店舗の移転となるため、一部の利用者にとってはアクセスしづらくなることが懸念される。

次に、共同店舗とは、金融機関が同じグループ傘下の金融関連会社等や、業務提携関係にある異業種の会社と共同で店舗を運営することである。また、銀行同士で共同店舗を開設するケースも存在する。第２図に示すように、A銀行と業務提携をしているB保険会社が、A銀行A支店内にB保険の店舗を開設するような状況が想定される。

共同店舗化による業者側のメリットは、店舗の開設コストを抑えられることや、セールスがしやすくなることである。後者については、利用者目線で言えば、異なる用事を１か所で済ませることができることが利点と言えよう。

第1図　店舗内店舗

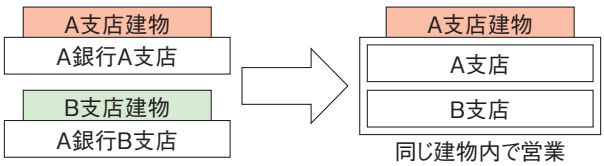

資料　筆者作成

第2図　共同店舗

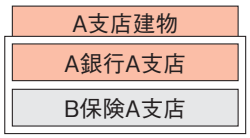

同じ建物内で営業

資料　筆者作成

2　店舗内店舗は利用者へのフォローが重要

都市銀行、地方銀行、第二地方銀行の店舗内店舗、共同店舗の実施状況を示したものが第１表である。表中の実績は、2017年１月から20年７月28日までのもので、銀行の数も20

第1表　2017年１月から20年７月28日までの間に店舗内店舗、共同店舗を実施した銀行

（単位　行、％）

		行数	実施行数	実施割合
店舗内店舗	都市銀行	5	5	100.0
	地方銀行	64	57	89.1
	第二地方銀行	38	28	73.7
共同店舗	都市銀行	5	3	60.0
	地方銀行	64	41	64.1
	第二地方銀行	38	23	60.5

資料　各行WEBサイトより筆者作成
（注）１　行数は2020年7月28日時点。
２　都市銀行は、みずほ銀行、三井住友銀行、三菱UFJ銀行、りそな銀行、埼玉りそな銀行の5行。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

年７月28日時点の数字である。

店舗内店舗は、いずれの業態も店舗網の再編を実施目的としているため、実店舗が比較的多い都銀（実施率100.0％）と地銀（89.1％）で実施率が高くなっている。第二地銀では28行（73.7％）が実施しており、都銀と地銀に比べて実施率は低い。

アクセスしづらくなる問題に対し、一部の銀行では、店舗の跡地にATMコーナーを残したり、ローンや資産形成の相談業務に特化する軽量型店舗を開設したりして利用者の利便性の維持に努めている。このほか、山口県を主な事業エリアとする西京銀行は、店舗内店舗により周防大島町の実店舗を集約したため、移動店舗車を配車してその地区の利用者をフォローしている。

3　共同店舗で銀証連携を強化

共同店舗の開設状況について、都銀では３行（60.0％）で開設が確認された。みずほ証券は、みずほ銀行の支店内に、気軽に証券投資の相談ができる営業窓口「プラネットブース」を出店し、銀証連携の強化に取り組んでいる。

地銀では41行（64.1％）が、第二地銀では23行（60.5％）が共同店舗を開設した。異業種の会社との共同店舗では、主にほけんの窓口や、法人向けにコンサルティングや資産運用支援を展開するSBIマネープラザと開設する事例が見られた。

銀証連携の強化の事例として、西京銀行は、包括業務提携を結んでいるアイザワ証券との共同店舗を19年３月に開設した。その後、21年１月に、アイザワ証券は山口県内にある同社の７つの支店全てを西京銀行との共同店舗にする方針を打ち立て、銀証連携の強化に踏み出している。

このほかに、銀行同士が共同店舗を開設する事例として、地銀や第二地銀では、本店が所在する県外の支店を共同店舗化して店舗運営コストを抑制している。例えば東北銀行は、包括的業務提携を結ぶフィデアホールディングスの北都銀行、荘内銀行と19年５月から東京支店を共同店舗化した。なお、東北銀行は22年10月に同HDと経営統合する計画である。

4　事業者の垣根を越えた共同店舗の可能性

店舗内店舗は、実施するエリアによっては、集約される支店の利用者のアクセス悪化に対するフォローが求められる。その対策の一つに、支店の跡地にATMコーナーを残したり、軽量型店舗を開設したりすることが挙げられるが、その店舗が閉店する事例もある。この課題解決の有力な選択肢となるのが、事業者の垣根を越えた共同店舗の開設である。最後に、その事例を紹介する。

静岡県の伊豆地方を主な営業エリアとする三島信用金庫は、老朽化が進む河津支店について、店舗内店舗を活用した集約や建て替えを行わず、静岡銀行の河津出張所に入居し、共同店舗として21年２月より営業を開始した。これにより、静岡銀行は河津出張所の余剰スペースの有効活用ができ、三島信金は営業エリア内での店舗の移転だけで済み、建て替えコストを削減するとともに、利用者の利便性を維持することができた。

静岡銀行によれば、この事例は非競争分野の協業策の一つとして実施しており、過疎地域において実店舗の維持策を検討するうえで、大いに参考になると思われる。

（いしつか　のぶたか）

木材利用に関するLCA

東京大学 特任研究員　大住政寛

1　LCAとは

木製品、木造建築は環境に優しいというイメージを持つ方も多いかと思う。環境への優しさ、つまり環境への影響を評価するツールとして現在多くの企業でLCAが活用されている。LCAとはライフサイクルアセスメントの略で、製品やサービスの環境負荷を原材料の採取から廃棄・リサイクルまでを対象として定量的に把握するというものだ。環境負荷として地球温暖化の原因であるCO_2やCH_4（メタン）、N_2O（亜酸化窒素）も含めたGHG（温室効果ガス）を対象としたLCAが実施されることが多い。

LCAではフォアグラウンドデータとよばれる各種素材やエネルギーの使用量を各工程で収集する。収集が難しい上流の素材製造やエネルギーの製造ではバックグラウンドデータとよばれる環境負荷の原単位データを用い、各工程での使用量と掛け合わせることで環境負荷の算出を行う。なおLCAは国際規格ISO14040/14044として規格化されている。

2　木製品の環境への貢献

木製品はその利用によりCO_2の観点から環境に貢献しているといえる。具体的には炭素貯蔵効果、省エネルギー効果、エネルギー代替効果が挙げられる。炭素貯蔵効果は木材を利用することで製品の利用期間にわたり炭素を蓄積するというもので、他の素材には無い木材特有のものといえる。木材は成長する際に光合成により大気中のCO_2をブドウ糖に変換し、さらにセルロースやヘミセルロース、リグニンに合成することで炭素を蓄積する。そのため長期間にわたって木材を利用することで地球上の炭素蓄積量を増やすことが可能となる。

省エネルギー効果では他の素材と比較して木材は製造段階での環境負荷が低いことから、素材を木材へ変更することにより地球環境へ寄与することができる。さらに木材は再生可能な素材であることから限られた化石資源の消費を減らすことにも貢献できる。

エネルギー代替効果では木材がカーボンニュートラルな素材であることを前提とした場合、木材をエネルギー資源として活用することでCO_2の削減、燃料としての化石資源の消費削減に貢献できる。ただし木材に蓄積された炭素分がカーボンニュートラルとなるためには持続可能な森林運用、つまり伐採した後で植林することが必要である。この前提が崩れた場合は多くのCO_2が排出されることになる点には注意が必要である。

このような省エネルギー効果やエネルギー代替効果を評価する際にはLCAを実施することで定量的な評価を行うことができる。

3　LCAの活用

LCAを実施することで製品ライフサイクルにおける環境負荷の大きい段階や工程を特定し、原因を明らかにすることができる。その上で環境負荷削減の対策を講じることがLCAの最も重要な活用法といえる。その他の活用法としてタイプⅢ環境ラベルの取得が挙げら

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

れる。タイプⅢ環境ラベルはLCA結果に基づいた環境ラベルであり、日本では一般社団法人サステナブル経営推進機構(SuMPO)が運営しているエコリーフとCFPがある。エコリーフは酸性化や富栄養化といった複数の環境影響領域を対象としており、CFPは温暖化のみを対象としている。海外においても様々なタイプⅢ環境ラベルがあり、EPDとよばれている。企業は製品、サービスのタイプⅢ環境ラベルを取得し、LCA結果を公開することで自社の環境への取り組みをアピールすることができる。

また国際的なグリーンビルディングの認証プログラムであるLEEDではタイプⅢ環境ラベルを取得した建材を利用することで建築物の評価におけるポイントを加算することができる。加算により建築物の所有者は環境に配慮した建築物というブランド力の向上が期待できるため、資材調達先の建材メーカーでは取得の動機付けになるであろう。

建築物のLCAでは使用する素材が多岐にわたる上、素材の使用量をkgや㎥単位で把握していないことが多い。そのため建築物の環境性能評価システムであるCASBEEや建築学会の建築のLCA指針では産業連関表を活用して作成された金額ベースの原単位データを使ったLCAを勧めている。

鋼材や樹脂、木材といった素材のLCAについては海外で多くの業界団体や研究機関がデータを利用したいユーザー向けにLCAの計算結果を公開している。大手企業ではサプライヤーに対して調達における情報の一つとしてLCA結果を要求する動きも出始めており、その対応も求められる。

4　LCAの動向

2020年10月に政府による2050年に向けてのカーボンニュートラル宣言が行われてから、CO_2排出量に対する注目度が高い。またSBTやCDP、RE100等、企業単位での環境負荷削減へ向けて国際的なイニシアティブが注目されている。企業としてCO_2を削減し企業価値の向上やESG投資へのアピールに繋げるためにはバリューチェーンを考慮して削減を進めていく必要があり、そこではLCA的な考え方が求められる。

環境に対する活動が進んでいる欧州においては電気自動車の普及を捉え、自動車の製造段階を含めたLCA実施が求められている。電気自動車では走行時に再生可能電力を使用することで使用段階の環境負荷を削減できる一方でバッテリーの環境負荷が高いと予測されており、今後部品メーカーも含めたLCA対応が求められる。これは運用段階の環境負荷が大きい建築物でも同様といえる。消費するエネルギーをゼロにすることを目指したビル(ZEB)や住宅(ZEH)といった建築物においても運用段階での環境負荷削減が可能であり、今後建築物の製造段階、特に建材の環境負荷に注目が集まるだろう。

5　おわりに

木材はカーボンニュートラルであることを前提とするとCO_2排出の少ない資源である上、再生可能な資源であるため環境面で優れた素材である。化石資源の利用削減が求められる中、木材の利用は環境面で大きく貢献できる。

現在、他産業では製品や企業活動に関する環境負荷低減についての取り組みを積極的にホームページや動画、レポート等で公開している。木材産業においてもLCAを活用し、環境面での優位性を積極的にアピールしていくことが必要になるであろう。

（おおすみ　まさひろ）

農林金融2021年12月号

指標からみる中国農村の金融包摂の進展状況

（王　雷軒）

本稿は、中国人民銀行が公表した資料等を用いて農村部の金融包摂を分野別に検証したものである。

まず、金融サービスの利用実態については、銀行口座などの金融サービス提供の基盤ができている状況にあるほか、融資や農業保険における包摂水準が高まりつつある。また、金融サービスの利用可能性については、アクセスポイントの整備や機能強化を通じて利用可能性が高まっている。そして、金融サービスの利便性・質については、農家信用情報データベースの整備に加えて金融リテラシー水準の向上がみられたことから、利便性・質における包摂水準も向上している。

これらを踏まえると、農村部の金融包摂の水準は都市部に比較すると低いが、その水準は高くなりつつあると言うことができよう。

（情勢）

集団の大きさと公共財の供給

（若林剛志）

本稿は、農村という特定地域の住民が、集団で財を供給する際の考え方に関する一案を、２つの理論的文献を通じて紹介するものである。その一案とは、集団で財を供給する際に、集団の大きさと財の性質に基づいて考えるものである。理論上、財の性質によっては、集団規模が大きい場合に財の供給量に差異が生じる。農村には集落のほか、地域運営組織等があるが、財の性質を考慮して、いずれの主体がどのような財を供給するかを考えることができる。ただし、本稿は試論である。今後、農村で生じる現象への対処を、事例のみならず理論の検討をも積み重ねていくことで、より継続性のある取組みを数多く生み出す可能性を高められるかもしれない。

農林金融2022年１月号

2022年の国内経済金融の展望

（南　武志）

コロナ・ワクチン接種が開始されたことで2021年春以降、欧米諸国などで経済社会活動が再開され、サービス消費などが急回復したが、その反動としてインフレが加速したため、21年末にかけて金融政策の正常化が始まった。一方、日本は９月まで行動制限措置がほぼ常態化し、消費者の自粛も長期化したが、行動制限措置が解除された10月以降は、サービス消費の持ち直しが進んでいる。また、夏から秋にかけて大幅減産となった自動車生産も回復しつつあるなど、景気回復の本格化が展望できる状態となった。こうした前向きの動きは22年度にかけて継続することが見込まれる。しかし、新たな変異ウイルスの登場もありうるほか、先進国の金融政策正常化による新興国経済への影響など、潜在的な下振れリスクを抱えた状態も続くと思われる。

個人リテール金融の注目点

（石塚修敬・梶間周一郎）

2021年の家計の金融資産と負債は、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた。家計は消費を抑制したため、現金・流動性預金が大きく増加し、金融資産全体も増加した。住宅需要は安定しており住宅借入れは増加しているが、今後については、ウッドショックや住宅ローン減税見直しなど、需要に懸念材料もある。個人事業主などは事業性資金の借入れを継続しなければならない状況にある。

21年はCOP26にみられるように気候変動対策が注目され、またコロナ禍を契機に社会のあり方をみつめなおす動きもあり、社会の持続可能性への関心が高まっている。金融の分野でも、今後、個人の環境問題などへの意識を投資や融資の商品を通じて後押しする金融機関が増えていくことで、金融を通じてより多くの個人がサステナブルな取組みに参加していくことが期待される。

書籍案内

JA経営の真髄
地域・社会とJA人材事業
課題解決のための地域の連携・協働

農林中金総合研究所　編著

2021年10月1日発行　A5判169頁　定価2,750円(税込)
全国共同出版(株)

JAグループの「創造的自己改革」では、「農業者の所得向上」と「農業産出の拡大」と並び、「地域の活性化」が基本目標とされた。また、2020年に閣議決定された新しい食料・農業・農村基本計画でも、地域活性化におけるJAへの期待が明示されている。本書は、人的・組織的な連携・協働の視点から、JAおよびJAグループが、その基盤とする農業生産・地域社会が抱える課題解決のために果たしている役割・機能について検討するものである。

農林金融2022年１月号

(情勢)

クロマグロの漁獲枠の配分について

(田口さつき)

日本政府は、2010年から太平洋クロマグロの管理強化に取り組んだ。15年からは小型魚、大型魚別に漁獲枠が設けられた。

当レポートでは、漁業種類別の漁獲量の平均値と変動係数について、クロマグロの管理強化に取り組む前(95年から09年)とその後(10年から20年)に分けて分析した。

その結果、産卵期に集まるクロマグロの群れを網でまく効率漁法である大中型まき網漁業は、影響が比較的小さいことがわかった。一方、近海まぐろはえ縄漁業やひき縄釣り漁業などの仕掛けを使う漁業や待ちの漁業である定置漁業はクロマグロの来遊状況に強く依存するため、来遊状況に翻弄される傾向が強いことが明らかとなった。また、沿岸まぐろはえ縄漁業の漁獲量は大きく減少していた。

金融市場

2021年12月号

潮流　脱炭素化とエネルギー安定供給の課題

情勢判断

(国内)

コロナ収束で先行きの回復期待が高まる日本経済

(海外)

1　今冬も景気回復ペースの鈍化に要注意(米国経済)

2　力強さを欠く景気回復が継続する中国経済

分析レポート

1　長期化する供給面の制約とECBの政策対応

2　「高インフレは一時的」とするFRB の裏側

経済見通し

2021～22年度改訂経済見通し

連載

金融機関の新潮流

訪問活動を重視し、事業者を支える全東栄信用組合

2022年１月号

潮流　2022年はどんな年?

情勢判断

(国内)

出遅れ挽回を図る国内景気

経済見通し

2021～22年度改訂経済見通し(２次QE後の改訂)

情勢判断

(海外)

1　景気下振れリスクがやや高まった(米国経済)

2　中央経済工作会議からみる22年の中国経済

分析レポート

2022年、転換期のユーロ圏経済

海外の話題

日常生活と人々の心の中にある“インフレ期待”in NY

女性の想いが地域を変える

愛知東農業協同組合 女性部　部長　加藤久美子

「ねぇ聞いた?Aコープなくなるだって！」「えっそんなの困るじゃん。これからどうなるだやぁ」私が住む愛知県新城市八名（やな）地域は人口約５千人、少子高齢化が進む中山間地域でAコープは買い物だけではなく集いの場にもなっていたため、地域は不穏な空気に包まれていました。「なんとかせにぁ」と立ち上がったのは、私たち女性５名。新城市には自治基本条例・地域自治区制度があり、八名地域協議会に属する私たちは日頃から地域の困りごとを協議していました。またJA女性部員や生協組合員・地域の役員を担う方も多く、Aコープ閉店による地域の衰退を危惧し、連日連夜話しました。「Aコープの場所は地域の中心地、今までの賑（にぎわ）いがとぎれないよう何かをやろう。そうだ朝市はどう?Aコープの軒下借りて地元野菜や家にある物を持ち寄って何でも朝市としてやろう」。善は急げとJAへ相談し、閉店からわずか13日で何でも朝市がスタートしました。毎週末午前８時から10時、対面販売を原則にお互いの顔を見ながら情報交換。「元気?ありがとね。またね」と明るい声が飛び交っています。

ゼロから始めた朝市も「やなマルシェ」として日々模索しながら続けています。２年目は店内も借りられ暑さ寒さもしのげるようになりました。３年目には私たちのお弁当や総菜を作りたいなど、地域に対する想いを経営会議や理事会で共感いただき承認されました。厨房（ちゅうぼう）が使えるようになり、地産地消でお母さんの手作り弁当や総菜を販売しています。４・５年目はコロナ禍で思うように活動できませんでしたが、会えない期間を経てお互いを気遣い、仲間の絆が深まったように感じます。

朝市を開催する中で、JA女性部員だけではなく地域の男性や子どもも積極的に参加する仕組みが必要と感じ「やなまるっ人(と)」を立ち上げました。この地域では遊休農地が多く、楽しみながら農業をやろうと「まるっ人(と)農園」としてよみがえらせ、食育活動としてこども園の園児とサツマイモのツル挿しをして育て、イモ掘りをしたり、コスモスの種をまき、花いっぱいのコスモス畑を試みています。今は男性の活躍で石窯を製作中。農園で採れた野菜でピザ作りを心待ちにしています。

地元中学校の総合学習では、「やなマルシェ活性化」をテーマに店舗の外観やレイアウト、八名弁当や八名丸バーガーまで考案してくれました。「いつかやなマルシェで販売するからね」と約束しました。また、行政初の試みで地元中学生議会が結成され、やなマルシェとコラボして、地域と中学生が共に地域を活性化する企画を提案し、夕涼み会、ハロウィン、クリスマスマーケットを開催しました。先生も交えて準備、当日は中学生が指揮し大勢の方で賑い大成功でした。地域の方は、「中学生の頑張りに勇気をもらえた」と、中学生も「地域の伝統となるよう続けるぞ」と意気込んでいます。

さらに、小さな子を育てる親の交流の場がなく悩んでいる人のために「まるっ子くらぶ」、はつらつ世代は健康に関する事がやりたいと「まるまるサロン」、高齢による認知症や介護の相談の場として「結カフェ」を立ち上げ、行政や社協、専門家と共に定期開催をしています。

しかし、全てボランティアによる活動に限界も見えてきました。今後は維持継続のため“稼ぐ”ことを視野に入れ、JA愛知東が取り組む高齢者支援の宅食サービスや家事援助サービスを、協同組合の合言葉「お互い様」の気持ちで、地域ぐるみで参加し報酬を得る仕組みづくりを考えていきます。この地域でいつまでも元気で楽しく暮らし続けられるよう、夢は大きく目標は手の届く小さなもので達成感を味わいながら頑張ります。

（かとう　くみこ）

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

農中総研のホームページ https://www.nochuri.co.jp

『農林金融』『金融市場』などの農林中金総合研究所の調査研究論文や『農林漁業金融統計』の最新の統計データが、ホームページからご覧になれます。

また、新着通知メールにご登録いただいた方には、最新のレポート掲載の都度、その内容を電子メールでお知らせするサービスを行っておりますので、是非ご活用ください。

本誌に対するご意見・ご感想をお寄せください。

送り先　〒151-0051　東京都渋谷区千駄ヶ谷５－27－11　農林中金総合研究所
FAX　０３－３３５１－１１５９
Eメール　hensyu @ nochuri. co. jp

本誌に掲載の論文、資料、データ等の無断転載を禁止いたします。

農中総研 調査と情報 | 2022年1月号（第88号）

編集・発行　**農林中金総合研究所**
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11
Tel.03-6362-7780　Fax.03-3351-1159
URL：https://www.nochuri.co.jp
E-mail：hensyu@nochuri.co.jp